

## 太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項

防府市農業委員会

この注意事項は、農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に際し、防府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が審査する農地法の手続きの円滑化を図るとともに、事業者と周辺の農地所有者、耕作者、水利関係者及び地域住民（以下「周辺関係者」という。）とのトラブルを回避することを目的としています。

なお、周辺関係者の範囲については農業委員会に確認してください。

### 1 事前相談等

計画地の選定に際しては、あらかじめ農業委員会と十分協議し、周囲の営農環境、住環境、自然環境等に支障を及ぼすおそれがある場合は、適正な被害防除対策（雨水排水処理、土砂流出防止等）に努めてください。

### 2 周辺への配慮

（１）トラブル防止のため、隣接農地との水のやりとり、フェンスの位置や高さ、反射や音による影響など、周辺関係者に対して、あらかじめ事業計画や被害防除対策についての説明（説明会の実施が望ましい）と合意形成に誠意をもって努めてください。

なお、申請時に周辺関係者への説明資料、出された意見、合意内容等について、書面等により提出を求めることがありますので、御協力をお願いします。

（２）工事中に、周辺関係者との間に問題が生じた場合は、誠意をもって協議し、問題解決に努めてください。

（３）設置後は、周辺の営農環境、住環境、自然環境等に支障の及ぼすことのないよう、定期的な草刈り、隣接の法定外公共物の里道、水路の適正な維持管理に努めてください。あわせて、地元の草刈り、溝清掃など周辺関係者との協議、御協力をお願いします。

（４）除草剤を使用する場合は、周辺関係者と協議のうえ、周辺農地への影響のないものを使用してください。

### 3 固定資産税が変わる場合があることなどの周知

転用後には固定資産税が変わる場合があることなどについて、賃貸借、使用貸借の場合には当該設置予定の土地所有者に理解してもらった上で申請してください。

### 4 行政庁への必要な申請手続

道路、河川、法定外公共物の占有等の許可その他の行政庁免許、許可、認可等の処分が必要な場合はその申請手続をしてください。

### 5 防府市開発建築指導課への相談

開発建築指導課に届出等の有無についての相談をしてください。

#### 6 工事用の搬入路や運搬方法

- (1) 工事用の搬入路や運搬方法を教えてください。
- (2) 公道に面していない場合や道路が狭いなどの理由でほかの土地を通る場合は、その土地の所有者等の了解を得ておいてください。
- (3) 搬入路が農地の場合は、その農地の一時転用が必要です。

#### 7 排水路の対応

- (1) 既存の暗渠排水については、十分な現状確認をして土地利用計画図に記載し、できる限り排水管上に工作物を設置しないでください。
- (2) 工事等で万が一支障があった場合、申請者の責任において復旧するなど、周辺農地に影響を及ぼすことがないようにしてください。
- (3) 開渠、暗渠ともに水路の維持管理、水門の維持管理など、周辺農地に影響を及ぼすことがないようにしてください。

#### 8 事業計画の内容に変更が生じる場合の対応

事業計画の内容に変更が生じる場合は、計画変更申請又は許可申請のやり直しをしてください。

#### 9 完了報告書の提出

施工が完了した場合は、事業が土地利用計画図通りに完成していることがわかる写真と、責任者の名前が記載された標識の写真を添付の上、速やかに完了報告書を提出してください。

#### 10 苦情への対応

工事中、完了後を問わず、周辺関係者から苦情があった場合は、誠意をもって協議し、解決するようにしてください。